

身体検査基準等の改正に関する要請活動

日乗連/HUPER 委員会は、2021 年 6 月 28 日、身体検査基準等の改正に関する以下の要請活動を国土交通省航空局に対して行いました。HUPER 委員会では、定期的に同様の要請活動を行っていますが、今回は「HIV、インスリン治療中の糖尿病、脳波検査」について、重点的に取り上げました。

ICAO の基準([Doc 8984](#))をはじめとする諸外国の基準では、HIV、インスリン治療中の糖尿病は一定の条件の下で適合と判定されます。また、脳波検査についても不必要な不適合に繋がる可能性があるとして、実施していない国も多くあります。

航空局から安全部運航安全課乗員政策室長、医学専門官を含む 4 名、日乗連からは HUPER 委員 4 名が参加しました。HUPER 委員会では、引き続き身体検査基準等の改正に関する要請活動を行っていきます。身体検査上の問題などございましたら、日乗連/HUPER 委員会までご相談下さい。

office30@alpajapan.org

国土交通省航空局安全部
運航安全課乗員政策室
室長 木内 宏一 殿

日本乗員組合連絡会議
議長 松本 英晃

身体検査基準等の改正に関する要請

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本乗員組合連絡会議は、貴職が航空の発展による公共の福祉の増進のため、日々ご尽力されていることに敬意を表します。また、当事者である私ども航空機乗組員（以下「乗員」という）の声も踏まえ、長年に渡り、航空身体検査証明（以下「身体検査」という）の改善に真摯に取り組んでこられたことについて、感謝申し上げます。

従来から、医学の進歩や、身体検査の実績、航空に関わる情勢の変化などに対応して、身体検査基準（以下「基準」という）および航空身体検査マニュアル（以下「マニュアル」という）が、ほぼ定期的に見直されてきた経緯などから、近い時期にその改正が行われるものと承知しております。

つきましては、次回の基準等の見直し作業にあたりましても、従来同様に、当事者である私ども乗員の意見や要望にもご高配を賜りたく、下記の事項につき、お取り計らいいただき、適切な措置を講じてくださいますよう、要請致します。

記

1. HIV 感染症について、治療中のものは不適合状態とされている。適切な管理を条件に適合とされている ICAO や諸外国の基準と同様に、本邦においても、認知機能に異常がなく、適切な抗 HIV 治療を受けている治療中の HIV 感染症を適合と判定すること。
2. 常時インスリン又は経口血糖降下薬を必要とする糖尿病は、不適合状態とされている。適切な管理を条件に適合とされている諸外国の基準やマニュアルと同様に、インスリンの投与についても、評価上の注意の項目で認められている他の糖尿病治療薬と同じく、血糖が適切に管理できている状態であり、薬剤の副作用がない場合には、適合と判定すること。
3. 脳波検査に関して、諸外国ではてんかんなどの既往歴がない場合、脳波検査は必要とされておらず、ICAO の基準では、不必要な不適合に繋がる可能性があるとしてされている。本邦においても、関連する病歴の無い場合には脳波検査を行わないこと。また、てんかん又はその既往歴がない場合等において、異常脳波のみで一律に不適合としないこと。

以上

※ なお、上記要請についての補足説明を別紙として添付するので、参照のこと。

【身体検査基準等の改正に関する要請の補足説明】

日本乗員組合連絡会議

1. 要請 1 の補足説明

HIV 感染症に対する抗レトロウイルス療法は、以前に比べて格段の進歩を遂げています。感染初期からの治療開始により、血中ウイルス量を検出限界値未満に抑え、CD4 陽性 T リンパ球数を増加させることが可能となっています。また、新たな抗 HIV 薬の開発も進み、副作用も減少しています。

米国や英国を始めとした諸外国、及び ICAO の基準において、適切な管理を条件に治療中の HIV 感染症は適合となっています。さらに、実際の適合事例も少なくない状況であり、治療中の HIV 感染症であっても航空の安全が確保されることが証明されています。

諸外国と同様、HIV 感染症に関する適切な管理が可能な日本においても、治療中の HIV 感染症を一律に不適合とせず、適切な治療が行われ、その症状や薬の副作用が航空業務に支障のないことが確認できる場合、治療中の HIV 感染症は適合とすべきであると考えます。

2. 要請 2 の補足説明

常時インスリン又は経口血糖降下薬を必要とする糖尿病は、不適合状態となっています。一方で、評価上の注意において、「チアゾリジン誘導体、ビッグアニド薬、 α グルコシダーゼ阻害薬、DPP-4 阻害薬、GLP-1 受容体作動薬、SGLT-2 阻害薬の投与については、投与開始後、少なくとも 1 ヶ月以上の観察期間を経て、血糖が適切にコントロールされており、薬剤の副作用がない場合には適合とする。」となっており、一定の条件下で、これら薬剤の使用は可能となっています。しかしながら、インスリン使用による血糖のコントロールは認められていません。

抗 HIV 薬の使用と同じく、米国や英国をはじめとした諸外国、及び ICAO の基準において、適切な管理を条件に、インスリン治療中の糖尿病は適合となっています。そして、その実際の適合事例も少なくない状況であり、インスリン治療を行っている場合であっても、航空の安全が確保されることが証明されています。

日本においても、インスリンを必要とする糖尿病を一律に不適合とせず、適切な治療が行われ、その症状や薬の副作用が航空業務に支障のないことを確認できる場合には、インスリン治療中の糖尿病を適合とすべきであると考えます。

3. 要請 3 の補足説明

脳波検査は、「初回の航空身体検査時、航空事故又は他の事故等により頭部に衝撃を受けた後の最初の航空身体検査時及びその他診断上必要と認められた場合に実施する。」とされています。一方、ICAO 基準において、てんかん様の脳波は、てんかんの既往が無い人でも発生する可能性があることから、不必要な不適合に繋がる可能性があるとしてされています。また、米国 FAA や欧州 JAA の基準では、指示がある場合を除いて要件としていません。このように、諸外国では脳波検査を行っている国は減少しており、一度も受けたことがないという乗員も少なくありません。

また、てんかんの項目の不適合状態に「2-2 脳波記録上、棘 (spike)、棘徐波、鋭波、明らかな局在性徐波又は高度の基礎律動異常を呈するもの」という記載があり、てんかん又はその既往歴がないにも関わらず、異常脳波のみで不適合となるケースが発生しています。諸外国や ICAO の基準と同様に、関連する病歴が無い場合には脳波検査を行わないこと、また、てんかん又はその既往歴がない場合等において、脳波異常のみで一律に不適合とせず、問診や神経学的所見、画像検査等を行うとともに、総合的に判断すべきであると考えます。